

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 改正の趣旨

(1) 介護分野における文書負担軽減

- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）においては、事業者が老人居宅生活支援事業等を開始する場合等には、事業の種類等の老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）に定める事項を都道府県知事に届け出なければならないこととされている。また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）においては、介護療養型医療施設から介護医療院への移行に際し、新規申請と同様の文書の提出が求められている。
- 「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会中間取りまとめ」（令和元年 12 月 4 日）において、介護分野の文書に係る負担軽減策として、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）との整合性を念頭に老人福祉法施行規則の改正を行うとともに、介護医療院への移行での開設許可申請に当たり一定の資料について提出不要とすることについて検討することとされたことを踏まえ、老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則について所要の改正を行うもの。

(2) 認定調査員の要件の見直し

- 要介護認定及び要支援認定に係る認定調査を指定市町村事務受託法人に委託する場合には、当該指定市町村事務受託法人は、介護支援専門員に認定調査を行わせなければならないこととされている。
- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和元年 12 月 27 日社会保障審議会介護保険部会。以下「部会意見」という。）において、認定調査員の要件を見直すことが適当であるとされたことを踏まえ、介護保険法施行規則について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

(1) 介護分野における文書負担軽減

- 都道府県知事等に対して届出等を行う事項について、以下のとおり見直す。

事業等	申請者	届出等の事項（改正部分）	
		改正前	改正後
老人居宅生活支援事業の開始の届出	国及び都道府県以外の者	条例、定款その他の基本約款	登記事項証明書又は条例
		主な職員の氏名及び経歴	主な職員の氏名
		収支予算書及び事業計画書	（不要）
老人居宅生活支援事業の変更の届出	国及び都道府県以外の者	条例、定款その他の基本約款 職員の定数及び職務の内容 事業開始の予定年月日	（不要）

老人デイサービスセンター（老人デイ）等の設置の届出	国及び都道府県以外の者	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	施設の長の氏名
		定款その他の基本約款（市町村以外）	登記事項証明書
		土地建物の権利関係書類 設置区域の市町村の同意書（市町村）	（不要）
老人デイ等の変更の届出	国及び都道府県以外の者	職員の定数及び職務の内容 事業開始の予定年月日	（不要）
養護老人ホーム（養護）・特別養護老人ホーム（特養）の設置認可の申請	市町村、地方独立行政法人（地方独法）、社会福祉法人（社福）、日本赤十字社（日赤）	施設の長その他主な職員の氏名及び経歴	施設の長の氏名
		定款その他の基本約款（地方独法、社福、日赤）	登記事項証明書
		施設の地理的状况 資産の状況（地方独法、社福、日赤） 土地建物の権利関係書類 設置区域の市町村の同意書	（不要）
養護・特養の変更の届出	市町村、地方独法、社福、日赤	職員の定数及び職務の内容 事業開始の予定年月日	（不要）

○ 介護医療院への移行での開設許可申請の際に提出する以下の事項について、介護療養型医療施設の指定の更新を受けた時点から変更がない場合には、省略することができることとする。

- ・ 敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取図
- ・ 併設する施設の概要
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要
- ・ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
- ・ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（２）認定調査員の要件の見直し

○ 指定市町村事務受託法人による認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加する。

3. 根拠法令

- 老人福祉法第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条第 2 項から第 4 項まで並びに第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項
- 介護保険法第 24 条の 2 第 2 項、第 69 条の 10 及び第 107 条第 1 項

○ 構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 30 条第 1 項

4. 施行期日等

公布日：令和 2 年 3 月下旬（予定）

施行日：令和 2 年 7 月 1 日。ただし、2 の（2）については同年 4 月 1 日。